

V. 国家試験・研修・講習の実施

省エネ法に基づき工場、事業場において選任されるエネルギー管理者等の資格について、エネルギー管理士に係る国家試験及び研修、エネルギー管理員に係る講習を受験者・受講者の利便性等を考慮しつつ、厳正かつ円滑に実施する。

(1) エネルギー管理士試験の実施

[自主事業]

省エネ法に基づく指定試験機関として、エネルギー管理士試験を平成21年8月上旬、全国10会場において実施する。

(2) エネルギー管理研修の実施

[自主事業]

省エネ法に基づく登録研修機関として、エネルギー管理士に係るエネルギー管理研修を平成21年12月中旬、全国6会場において実施する。

また、平成18年施行の改正省エネ法に伴う熱・電気の一体管理に対応するための旧エネルギー管理士等に対する「特別研修」を平成21年6月上旬に実施する。

(3) エネルギー管理講習の実施

[自主事業]

省エネ法に基づく指定講習機関として、エネルギー管理員に関し以下のエネルギー管理講習を実施する。

① 新規講習の実施

エネルギー管理講習（新規講習）を上期（平成21年6月から7月）及び下期（平成21年10月から11月）に実施する。

② 資質向上講習の実施

エネルギー管理講習（資質向上講習）を平成22年2月から3月に実施する。